

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～6（略）</p> <p>7 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部<sup>（</sup>の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域医療再生臨時特例交付金の申請に際して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p> <p>8 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校地の面積の算定については、当該大学の医学に関する学部<sup>（</sup>の学科における七百二十人を超える部分の収容定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。</p> <p>9 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校舎の面積の算定については、別表第三口に定める医学関係の校舎の面積を別表</p>	<p>附 則 1～6（略）</p> <p>7 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部<sup>（</sup>の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域医療再生臨時特例交付金の申請に際して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより七百五十人までの範囲で増加する大学（次項及び第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、<u>百五十人</u>とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p> <p>8 <u>（同上）</u></p> <p>9 <u>（同上）</u></p>

第三口に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の校舎の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき七十五平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積とし、及び別表第三口に定める医学関係の附属病院の面積を別表第三口に定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき百平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積として、第三十七条の二の規定を適用する。

◎大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 7 附 則 (略)</p> <p>8 平成二十五年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十四年十一月十九日から同月二十二日までの間に文部科学大臣に申請することができる。</p>	<p>1 7 附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。</p> <p>一 地域医療再生臨時特例交付金の申請に関して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加</p> <p>二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加</p> <p>三 歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る</p>	<p>第三条 （同上）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る</p>

入学定員等の合計数の見込みが九千八十九人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

入学定員等の合計数の見込みが九千四十九人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 (同上)